

平成22年度 福岡県サッカー協会ジュニア委員会北九州支部競技運営統一事項

1. 名称:福岡県サッカー協会ジュニア委員会北九州支部(北九州サッカー協会ジュニア委員会)
2. 福岡県サッカー協会北九州支部に本年度登録チームをもって構成する。
3. 平成22年度日本サッカー協会に登録された選手(選手登録番号を有する者)が、大会に出場する資格を有する。
4. 各大会とも、本年度日本サッカー協会の競技規則をもって実施する。
5. 本ジュニア委員会加盟登録団体は、ルールを遵守し、フェアプレーの精神に則り、選手の健全な育成を図るものとする。
6. 出場チームは、大会エントリー票を、自チームの大会第1試合前に、原本+大会における全試合数分のコピーを提出し、確認印を受けること。その後、試合毎にメンバー表を提出する。メンバー表は、各試合毎30分前までに本部に提出すること。
7. 試合前のメンバーチェックの際に、選手証の確認を行う。
 - ◇ 選手証には、顔写真を貼付すること。
 - ◇ 選手証を不携帯の選手は試合に出場できない。選手証が届いた時点で試合出場は可とする。但し申請中の選手はこの限りではない。出場メンバー全員の選手証を忘れた場合、その日の試合は行いが、リーグ戦の場合はその日の最終試合終了までに、トーナメントの場合は該当チームの試合終了までに選手証を本部に提示できない場合は、試合の成立を認めず、リーグ戦の場合は没収試合とし、トーナメントの場合は相手チームが次の試合に進む権利を得る。
 - ◇ 追加登録の選手で申請中の選手の場合は、大会開催前に日本サッカー協会に届出を受理されていることを条件に出場することができる。その際、日本サッカー協会に登録されたことを証明するもの(福岡県サッカー協会発行の選手証仮登録証明書でも可)を写真とともに提示することとする。
 - ※ 全日本大会北九州予選の場合は、登録の手続き上、試合日に選手証が間に合わない場合があるので、その際はチーム登録・個人登録用紙(登録済み・確認済み)を提示する。登録が確認済みでない場合、申請が完了したことを証明するもの(払込票用紙など)を添付すること。
8. 没収試合並びに無効試合などにより試合が不成立になった場合の取り扱いについて
 - ※ 数試合ある内の1試合でも試合が成立しなかった場合(選手証不携帯による没収試合、病気や事故等により選手が規定数未満になった場合等)は、当該チームのエントリーを無効とし、当該チームを除いた残りのチームの対戦成績で勝敗を決する。但し、試合が不成立になった場合でも、審判は当初予定のチームが計画通りに行うこととし、審判の義務は免除されない。
 - ※ 試合成立の競技者の規定数は、11人制サッカーにおいては7人以上とし、8人制サッカーにおいては別途大会規定で定めることとする。
9. 登録人数は大会規定に準ずる。同一大会期間中はメンバーの変更は認めない。但し登録人数に関して、大会規定に別途定めがある時には認められた人数の範囲内とする。交代の回数は自由とする。又、選手が同一大会で複数チームにわたって出場することはできない。
 - ◎全日本少年 11人制 18名登録 選手交代 7名まで 指導者5名登録(ベンチ入り3名)
 - ◎九州U-11(新人戦) 8人制 登録20名 ベンチ入り16名 選手交代8名
指導者4名(監1・コ名)登録(ベンチ入り3名:監1・コ2)
 - ◎九州U-12 11人制 20名登録 選手交代 9名まで 指導者5名登録(ベンチ入り3名)
10. 各大会における代表者会議に出席しないチームは、大会不参加として取り扱う。
 - ◇ 各チームの代表者は、年間行事計画で代表者会議を確認すること。
 - ◇ 会議開催案内を受け取ったら、地区代表者に連絡すること。
 - ◇ 大会不参加の場合でも代表者会議には出席すること。不参加の意向は地区代表者・事務局に連絡すること。
 - ◇ 代理出席者は、必ずチーム関係者であること。
 - ◇ 代理出席者といえども、会議決定及び決定事項のチーム関係者への連絡は絶対的な責任を負うものとする。
 - ◇ 連絡なくして会議開始時刻より遅れた場合は不参加とみなす。突発的な事故、交通渋滞等で遅れそうな場合には、会議開始時刻前までに、委員長または事務局長に連絡すること。
 - ◇ 2次リーグの抽選会は、開催時刻に遅れた場合は不参加とみなす。遅れそうな場合には、開始時刻前に委

員長または事務局長に連絡すること。

11. 競技登録者はスポーツ安全保険に加入し、大会中の負傷等については、各チームの責任として対応すること。

12. 試合中は、主審、副審の裁定に従うこと。

- ◇ 警告2回（大会期間中累積）を受けた者は、次の1試合に出場できない。また、退場を命じられた場合は、次の1試合に出場できない。その後の処置については規律委員会（或いは規律委員会を代替できる組織：ジュニア委員会役員・理事会等）にて決定する。
- ◇ チーム役員のレフェリーへの異議申し立ては一切認めない。異議を申し立てるときには、試合後文章にて提出すること。
- ◇ 試合中チーム役員並びに選手は、レフェリーの判定についてアピールしない。保護者においてもレフェリーの判定についてアピールしない。
- ◇ サポーターは良識ある態度をとることとし、鳴り物を使用しての応援は認めない。

13. 各チームは大会中必ず審判登録カードに記載された有資格者の審判員を1名出すこと。

- ◇ 予選1試合目の副審は原則として、一次リーグにおいては3試合目のゲームのチームが、二次リーグにおいては最終ゲームのチームが、決勝トーナメント1回戦においては4試合目のチームが行うこととする。
- ◇ 予選1次リーグの審判は相互審判とする。予選2次リーグは原則として副審は相互とするが、主審は1次リーグの3位・4位チームから割り当てる。決勝トーナメント2回戦からは、審判研修会とし、担当地区審判員が行うこと。
- ◇ 新規4級審判員は初めて公式試合の審判を行う前に事前に指導を受けること。
- ◇ 継続審判員・新規4級審判員は、年度2回以上審判研修会に参加し、審判部員から印鑑をもらうこと。（1回は半日以上参加とする）
- ◇ 研修会は以下のとおりとする。公式戦決勝トーナメント1・2、各地区開催研修会、県大会派遣審判員、北九州市ジュニア委員会開催講習会（年1回または2回予定）、近県大会1位トーナメント（チーム担当以外）
- ◇ 上記の講習会に参加できない方は、各地区審判部員に連絡し受講も可能とするが、調整は各自で行うこと。
- ◇ 審判員は審判証・ダイアリーを携行すること。
- ◇ 平成23年度からは、前年度の研修会に2回以上参加していない審判員は北九州市ジュニア委員会での審判活動を原則認めない。
- ◇ 平成23年度審判登録カード提出の際は、ダイアリー（押印箇所）のコピーをつけて提出のこと。
- ◇ 割り当てられた審判ができない場合は、そのチームの代替の審判をたて、その旨を事務局長及び大会担当事務局に必ず連絡する。割り当てられた審判の不履行の場合は、罰金1万円をジュニア委員会指定の口座へ振り込む。また、代替の審判に対しては、審判料として3000円を支払うこと。
- ◇ 審判資格を有する高校生は、審判員と認める。尚、中学生の審判有資格者は副審のみ行えるものとする。

14. 各パート毎に2チームの会場責任者をおき、別途定める任務を遂行する。会場の記録を事務局に連絡する。（大会ごとに関係チームで協議して責任者を決める。）

15. 当ジュニア委員会は、全日本、市民体育祭、新人戦、九州各公式大会を開催する。

- ◇ 各試合とも、勝ち点は、勝ち3、引き分け1、負け0とする。上位進出チームは、勝ち点>得失点差>総得点>当該チームの対戦成績>抽選の順で決定する。
- ◇ 試合球は相互持ち寄りで行う。その際、適切な空気圧（0.6～0.8）のボールを準備すること。
- ◇ 出場資格は新人戦のみ5年生以下である。

16. 各試合とも、選手の使用するシューズ(スパイク)はゴム底固定式とする。すね当て着用。フィールドプレイヤーとゴールキーパーそれぞれ正副の2種類のユニフォームを準備する。

- ◇ 半袖のユニフォームの下にアンダーシャツを着用する場合は、シャツの袖の主たる色と同色のものを着用すること。アンダーショーツを着用する場合、その主たる色はショーツの主たる色と同色にする。
- ◇ 装身具は一切身に付けない。

17. 会場使用の際は、自覚ある行動を心がける。（ごみ処理、環境保全、器具使用等）

- ◇ 最終試合を終えたチームは、会場の片付け、ごみ拾いを行う。
- ◇ 各チームは、帰る際には必ず自分たちが使用した場所を元の状態に戻す。清掃用具を持参し、清掃する。

18. 競技運営統一事項に規定されていない事項が発生した場合の対応は、当ジュニア委員会役員理事会で協議し、これを処理する。

19. 競技運営統一事項が遵守できない加盟団体または個人＝選手等(選手、監督、コーチ、審判、役員、職員その他の関係者)は、出場・資格停止、除名等、断固として厳しく処罰する。

北九州サッカー協会ジュニア委員会規律・フェアプレー委員会(ジュニア委員会役員・理事会)の調査、審議を経て懲罰を適用する。

- ◇ 著しく乱暴な行為による指導、暴力的・威嚇的な言動、主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損、本協会・加盟団体または選手等の名誉又は信用を毀損する行為、本協会または加盟団体の秩序風紀を乱したとき等。
- ◇ 試合中のコーチングは戦術的指示のみとする。(ルールブック テクニカルエリアの項を参照)

20. 登録、運営に関わる諸費用は、15,000(17,000)円+個人登録料を福岡県サッカー協会へ、44,500円を北九州サッカー協会ジュニア委員会へ納入する。

◎福岡県サッカー協会納入金額

- チーム登録料【5,000円】
- 機関誌代【5,000円】
- 法人年会費【5,000円】

合計 15,000円
+個人登録料 1,300円×人数分

※ 指導者ライセンスを有しないで監督登録を行う場合は、監督登録料2,000円を上積みして納金すること。【17,000円+個人登録料】

◎北九州サッカー協会ジュニア委員会納入金額

- 県ジュニア委員会【8,500円】
- 市登録料【6,000円】
- 市ジュニア委員会運営費【30,000円】

合計 44,500円

21. 選手は個人登録料として、一人当たり日本サッカー協会に700円、福岡県サッカー協会に600円、計1,300円納入する。

22. 本協会では、運営組織として北九州支部を4分割し、各地区に事務局、審判部、技術部、フットサル部をおき、各大会の運営を行う。

【地区割り】 東部地区(門司・小倉北・戸畑・・・)、中部地区(八幡東西・・・)
北・西部地区(若松・遠賀・中間・・・)、南部地区(小倉南・京築地区・・・)

23. 役員は別紙の通りとする。

24. 年度当初の登録用紙は下記の通りとする。

【提出用紙】 登録カード	:	原本+コピー6枚(A4)
チーム所属審判登録カード	:	原本+コピー1枚(A4)
会計登録用紙	:	原本1部(切り取り線より下の部分)
諸経費納入証明書	:	コピー1部

◆平成21年度の反省より◆

- ユニフォーム正副2着の義務徹底。
- 会場使用上の注意(駐車の方法・吸殻の処理・ごみの始末・花壇等公的施設の破損・ガラスの破損)特に、ガラスの破損については各チームで確実に事後処理をすること。(スポーツ安全保険で適用可)
- 車の運転について:会場内最徐行の徹底 ☆借りている意識の徹底～保護者・幼児
- 会場への乗り入れ車両の台数を5台とし、チーム名をフロントガラスの見える場所へ置く。
- メンバー登録の不備:各試合毎のメンバー表の提出、試合前のメンバーチェック等による適正な登録確認でスムーズに試合を進行する。
- 指導者は、選手または審判に対する暴力的・威嚇的な言動を慎むこと。サポーターにおいても同様。
- 指導者は指導技術の向上を目指す。指導者講習会への参加。練習試合等を通しての実践経験、自己研修。
- 審判忘れがあった。審判技術の向上:審判講習会への参加。練習試合等を通しての実践経験、自己研修。
- 大会運営担当地区役員及び会場責任者の役割を徹底する。
- 代表者会議出席者は議決内容、連絡事項のチームへの連絡を確実にを行う。

- 有資格者（監督・審判員）は監督証・審判証を携行すること。
- ◎ **雨天延期の決定の連絡:**
基本的には連絡をしないが、担当地区役員、会場責任者の協力のもと、できるかぎり連絡する。
連絡網(方法)例:委員長・事務局長・審判部長⇒担当地区事務局⇒担当地区役員・会場責任者
⇒各チーム(パート別一覧表の順に従って連絡)
- ◎ **雨天延期の場合の日程変更について**
1次リーグの場合 雨天中止になった日程を2次リーグ開催予定日へ延期する。
(例) 1日目が中止の場合、2, 3日目は予定通りの日程を消化し、2次リーグ開催予定日に1日目の日程を消化する。その後の予定を順延する。
2次リーグ・決勝トーナメントの場合 次の予定日へと順延する。

該当大会担当地区チームの役割と会場責任者の役割確認

◇運営責任者としての自覚をもって行動する。

◆ 該当大会担当地区チームの役割

- 代表者会議での抽選の世話をする。
- 試合会場の手配をする。
- 1次リーグの場合はパート別勝敗表を作成する。
- 2次リーグの抽選会の世話をする。それ以降の組み合わせ、及び審判割の確認。
- 2次リーグ、決勝トーナメント担当を地区で割り当て、世話をする。
- 会場責任者とともに、その会場での問題に対応する。
- 会場責任者の役割を分担する。

◆ 会場責任者の役割

- 会場責任者は、本部席に常駐し担当を分担して大会運営に協力する。
- 試合会場準備及び補修（ライン引き等）。準備については会場チームと連絡を取り合い確認すること。もし、準備が必要な時は、各チームに要請する。
- 試合会場の後片付け・・・会場責任者で、最後のチームに片付けを依頼する。
- 記録のまとめ：該当担当地区チーム役員と分担し、試合結果を事務局長までFAXする。上位進出チームを確認する。（最終的な勝ち点・得失点差・総得点・当該チームの対戦成績の確認と場合によっては抽選の指示と実施を担当する。）

◆ トラブルに対する対応

- ・審判員がいない場合：審判割当を確認のうえ、事務局にその旨を報告する。代替の審判を依頼する。（その場にいるチームに）
- ・ユニフォーム調整：同じようなユニフォームだった場合、審判と相談しながら対処する。
- ・もめごとに対する対応：口論などの争いが起こった場合の仲裁を、会場責任者としての権限で行う。
- ・会場からの要請：ジュニア委員会の窓口となって会場チームとともに対応する。

※ これらの対応を会場責任者が一人で請け負うのではなく、会場責任者の指示のもと、そのパートの全チームが協力して対処することを基本とする。

※ 大会運営報告書に記入し、書面にて役員・理事会に報告すること。

雨天時の延期決定と連絡方法(基本方針)

◆ 基本的に雨天決行

但し、選手の安全や健康管理がはかれない及びグラウンド状態が劣悪と判断されたときには延期を決定する。

◆ 延期の決定は、午前8時の段階を持って行う。

- (検討チーム)
- 会場チーム関係者（グラウンドの状態の判断等を行う。）
 - 第1試合及び第2試合のチーム関係者
 - 審判関係者（第1試合の主審及び副審）
 - 該当大会割当地区関係者・会場責任者

◆ 延期を決定した会場がひとつでもあれば、全試合を延期する。

◆ 延期を検討した会場の責任者は、委員長または事務局長に連絡する(携帯電話)。最終決定は、ジュニア委員会委員長または事務局長が行う。

◆ 雨天延期連絡は基本的にしない。各パート会場にて確認する。

ただし、遠方から来るチーム並びに午後から試合の組まれているチームに対しては、会場責任者が責任をもって連絡する。

- (方法例)
- ・会場責任者が各チームの連絡先を確認しておいて、連絡する方法。
 - ・会場責任者のチーム関係者で在宅確実なところに連絡してもらう方法。
- いずれの方法でも連絡が取れない場合は、午前8時過ぎに事務局長に連絡を取る。

緊急連絡先一覧表は、事務局で制作し、配布する。

各チーム確実に連絡できる連絡先を登録カードに記入すること。